

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の事前確認について

6月4日（金）消印分をもって締切とさせて頂きました。

弊社以外の登録確認機関については下記HPより検索が可能です。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

一時支援金の申請にあたって必要とされる「事前確認」について当財団でも実施しておりました。事前確認にあたって面談を実施するにあたり、新型コロナウイルス対策として面談時間を可能な限り短縮すべく、先ずは必要書類を郵送頂いて事前チェックをさせて頂いておりましたが、面談を6月11日までに終わらせる必要があることから6月4日受付分（当日消印有効）をもって締切とさせて頂きました。

ご理解のほど宜しくお願い致します。

【事前確認実施の流れ】

（1）申請に必要となる書類を下記HPにて確認のうえ、写しを郵送して下さい

<https://ichijishienkin.go.jp/>

①本人確認書類※1

②履歴事項全部証明書（中小法人のみ）

③收受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え

※2,3

- ※5 お取引先が一般個人（個人事業主を除く）の場合は裏面3取引先情報の記載

は不要

* 原本は郵送しないようにして下さい

* 書類の紛失を防ぐため「ゆうパック」「レターパック」などを利用して下さい

* お客様の連絡先（電話番号）を忘れずに記入して下さい

郵送先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 7 F

（公財）川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター

（2）郵送された書類を確認のうえ、不備の有無をお知らせします
（書類到着後 3～4 日を目途）

（3）不備があった場合は不備書類を追加でご郵送頂きます

* 郵送の際に「**不備書類追加分**」と明記して下さい

（4）書類一式が整った時点でご連絡を致します。

面談日を決定し、当日は書類の**原本**を持ってお越し下さい

* 面談場所は郵送先と一緒の場所になります

* 面談には上記書類のほか「**申請 I D**」が必要となります

（本件に関する問い合わせ先）

 **044-548-4169**

川崎市産業振興財団 中小企業サポートセンター 一時支援金相談窓口